

2023 年度（令和 5 年度）JPO 派遣候補者選考試験（JPO 試験）

募集要項

2023 年 1 月 6 日

外務省 国際機関人事センター

ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣制度は、1961 年の国連経済社会理事会決議により設けられた制度です。外務省では、1974 年から同制度による派遣を開始し、外務省が[派遣取決めを交わしている国際機関](#)に対し、原則として 2 年間、日本人を派遣しています。JPO は、当該国際機関の職員として勤務しながら、その勤務経験を通じて国際機関職員としての採用を目指すものです。

今般、下記の要領で、JPO 派遣候補者を募集します。

試験日程

応募	応募（応募専用サイトから応募）（※1）	2 月 1 日～3 月 8 日	
第一次 審査	外務省による第一次審査の実施	2 月 1 日～4 月末	
	結果通知	4 月末～5 月	
第 二 次 審 査	外務省枠（※2） の場合	外務省による第二次審査の実施	5 月～7 月（予定）
		結果通知	7 月以降
	国際機関枠 の場合	国際機関への推薦・審査	8 月以降
		国際機関による第二次審査の実施	5 月～8 月（予定）
赴任 手続き	国際機関への各種書類の提出、健康診断受診等	9 月以降	
	赴任前研修	10 月頃	
	勤務開始	2024 年 1 月 31 日まで	

※1 例年実施していた「事前登録」は今年度はありません。

※2 国際機関枠：UNDP、WFP、OECD、OPCW、ICAO、OIE、GCF を第一に志望する場合。この場合は国際機関が直接第二次審査として面接を行う。

外務省枠：上記の国際機関以外を第一に志望する場合。

両枠のどちらで選考が進むかは、応募フォーム内「志望する機関・ポスト」の「書類を作成する対象機関・ポスト」の欄に記入した機関に応じて決定されます。

目次

1	応募資格
2	応募方法
3	選考方法
4	結果通知
5	JPO 試験第二次審査を通過すると
6	勤務開始時期
7	派遣中の処遇
8	個人情報の管理について
9	問い合わせ先
	重要事項・注意事項

1 応募資格

- (1) 2023 年 2 月 1 日現在、35 歳以下であること。
(生年月日が 1987 年 2 月 2 日以降であること。)
- (2) 以下の両方を満たすこと。
- ア 外務省が派遣取決めを交わしている国際機関の業務に関連する分野において 修士号を取得したか、または修士号を 2023 年 7 月末までに取得見込みであること。(※)
- イ 外務省が派遣取決めを交わしている国際機関の業務に関連する分野において 2023 年 7 月末までに 2 年以上の職務経験を有すること (アルバイト、インターン等は職歴とみなさない)。
- (※) 以下のそれぞれの場合には修士号相当とみなし、JPO 試験の応募資格を認めている。(ただし、当該取扱いはいくまで外務省の試験における判断であり、各国際機関の受け入れにあたって異なる判断が行われる可能性がある。)
- ・ 医学部等の日本の 6 年制の学部の卒業
 - ・ 法科大学院修了もしくは、司法試験予備試験の合格 (ただし、学士号を有する者に限る)
- (3) 英語で職務遂行が可能であること。
- (4) 将来にわたり国際機関で働く意思を有すること。
- (5) 日本国籍を有すること(※)
- (※) 外国の国籍も有する状態にある者は、日本の国籍法が要請する手続を適切に行う必要がある。

2 応募方法

- 2 月 1 日 (水) に下記の国際機関人事センターの HP に、応募用の専用リンクが公開されます。そのリンク内のページの指示に従い、必要項目を記入し、必要書類をアップロードして応募してください。(昨年度まで実施していた「事前登録」はありません。)
- 【URL】国際機関人事センター JPO 試験 HP [\[こちら\]](#)**
- 応募が完了した際は、受付番号を伴った受付メールがすぐに自動的に送付されます。もし応募を完了させた後もメールが届かない場合は、迷惑メールフォルダなどを確認し、

それでもメールが届いていない場合は下記「お問い合わせ」までご確認ください。

- 応募締切は、3月8日（水）です。

応募書類

- 上記の URL より応募をするにあたって、以下の書類をアップロードする必要があります。書類作成にあたっては、5 ページ以降の注意事項をよく確認してください。

ア カバーレター（英文、書式自由、A 4 用紙片面 1 枚）

イ 略歴（レジュメ）（英文、書式自由、A 4 用紙片面 1 枚）

ウ 英文応募用紙（国連事務局 Personal History Profile（P11））

※UNDP のみ様式が異なります。UNDP を第一志望とする方はこちらの様式を使用してください。

エ TOEFL テスト又は IELTS のスコアの写し

オ 日本国旅券（顔写真のページ）の写し（日本国旅券を有していない場合は、戸籍事項証明書（戸籍抄本、本人のみ）の写し）

カ その他、各種語学検定試験の有効なスコアなどあればその証明書の写し（任意）

- アップロードの際は、各ファイル名の冒頭は必ず「英字姓名ーファイル名」としてください（例：「gaimutaro-coverletter」）。

3 選考方法

（1）第一次審査：書類審査

提出された書類により外務省が書類審査を行います。（外務省枠、国際機関枠共通）

（2）第二次審査：面接審査

外務省枠では外務省が、国際機関枠では国際機関が面接審査を行います。

試験方法：オンラインによる面接審査

- ◆ 具体的な接続方法等は、一次試験の通過者のみに後日連絡する。
- ◆ 一次試験の合格通知と合わせて、上記の応募書類とは別途、ライティングの課題の提出を指示するので、当該指示をよく確認し、指示された締切までに提出すること。（国際機関枠では機関によって求めないことがあります。）

4 結果通知

- （1）第一次審査：外務省から 4 月末～5 月ごろ（予定）に電子メールで通知する。

- （2）第二次審査：

（外務省枠）外務省から 7 月以降（予定）に電子メールで通知する。

（国際機関枠）国際機関又は外務省から面接試験実施後に電子メールで通知する。

- （3）JPO 試験第二次審査を通過した後（外務省枠のみ）

JPO 派遣候補者として、外務省から国際機関に推薦される。JPO 派遣候補者は国際機関

の審査（書類審査、電話又はスカイプ等による面接、リファレンスチェック等）を受け、これに通過し、配属ポストを受諾すれば、JPO として採用が内定する。その後、健康診断等を経て、採用が確定する。外務省が主催する JPO 試験で第二次審査まで通過しても、国際機関において審査を通過しない場合、JPO 派遣候補者としての資格を失う。

5 勤務開始時期

国際機関側の審査に時間を要する場合や公益性等に鑑み特段の社会的配慮を要すると判断される場合、人道的見地から真にやむを得ないと判断される場合等を除き、2024年1月31日までの間に勤務開始することが求められる。この間に JPO として勤務開始できない場合には、JPO 派遣候補者の資格を失うことがある。

6 派遣中の処遇

派遣先国際機関と雇用契約を結び、当該機関の職員として勤務する。契約期間は基本的に1年間であり、国際機関からの要請により1年間更新され、合計2年間勤務する。職員規則、給与額、各種手当等は派遣先国際機関の定めによる。派遣1年目のランクは国連関係機関においては P2、ステップ1、それ以外の国際機関においては国連関係機関の P2、ステップ1 同等の所定のランクとなる。

7 個人情報の管理について

事前登録時に入力された個人情報及び応募時に送付された応募書類は、2023 年度 JPO 派遣候補者選考試験における選考、JPO 派遣業務及び JPO 派遣終了以後の国際機関における採用支援に利用し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従い、適正に管理する。

英文カバーレター、英文略歴（レジュメ）及び英文応募用紙については、国際機関における審査選考のため、国際機関に提供する。

8 問い合わせ先

外務省 総合外交政策局 国際機関人事センター

100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話 : +81-(0)3-5501-8238 (直通) ※対応は 10:00~18:00 (日本時間) のみ

電子メール : jinji-center[@]mofa.go.jp

重要事項**1 配属先について**

JPO 派遣にあたり、どのポストへ拠出するか（JPO の配属先）は、最終的には外務省が決定する。候補者が外務省から提示されたポストを最終的に断る場合、JPO 派遣候補者の資格を失う。

2 JPO の責務について

外務省が実施する JPO 派遣は、国際機関における日本人職員の採用促進を目的としている。JPO には任期を全うすると共に、国際機関での正規ポスト獲得のため、最大限努力することが求められている。JPO 試験に通過した者は、これらの責務を記した JPO 派遣同意書に署名することが、派遣の前提となる。（なお、日本政府は JPO 派遣制度の実施に当たり、1 名の派遣に 1 年間で約 1 千 5 百万円以上の派遣費用を負担している。）

3 他国の永住権等にかかる課税について

国連関係機関の職員の給与に対して、一部の日本以外の国の永住権等を有していることにより当該国の所得税等が課税される場合がある。JPO の費用からは当該課税部分の負担はされないため、もし当該課税が発生した場合は全額自己負担になることはあらかじめ承知しておくこと。

注意事項**1 応募資格**

- 修士号に関し、第一次審査を通過した者は、修士号取得を証明する文書、又は修士号を 2023 年 7 月までに取得見込みであることを証明する文書を提出すること。この際、国連公用語で書かれた証明文書のみ受け付ける（英語が望ましい。日本語の学位記、ラテン語の学位記等は不可）。詳細は第一次審査通過者に対し連絡する。
- 経歴に関し、すでに外務省派遣の JPO として国際機関に勤務したことがある者は、応募資格を満たしていても第一次審査を通過しない。また、国際機関で P レベルの fixed-term 契約の雇用形態により国際専門職員の勤務経験がある者については、応募資格を満たしていても第一次審査を通過しない。

2 応募方法について**[応募サイト]**

- 2 月 1 日（水）に[国際機関人事センターの HP](#)に、応募用の専用リンクが公開される。リンク内の案内に従って、必要項目を記入し、下記を参考に作成した必要書類をアップロードして応募すること。に、応募用の専用リンクが公開される。リンク内の案内に従って、必要項目を記入し、下記を参考に作成した必要書類をアップロードして応募すること。

【志望する機関・ポスト】

- 志望先として国際機関を3つまで記載できる。
- この欄に記載した組織・ポストは全て配属を希望しているものとして取り扱う。自身の志望動機、適性・能力をよく整理し、2月1日から国際機関人事センターJPO試験のHPに掲載が予定されている各機関の主なJPOポストのリストなどを参照の上、国際機関における自身の今後のキャリアも十分に検討の上記入すること。
- 必ず3つを埋めなければならないものではなく、配属を希望しない組織・ポストは記載しない。
- なお、外務省が JPO 派遣の取決めを交わしている国際機関であれば、ポストリストに掲載されていない国際機関、もしくはリストにない特定のポストを志望先とすることも可能。ただし、その場合は、選考を通過しても最終的に国際機関側に JPO を受け入れる需要が無い場合も十分に想定されることはあらかじめ承知しておくこと。
- 以下の場合、第二次審査の過程で、外務省国際機関人事センターから応募者に対し、志望欄以外の国際機関・ポストを提案することがある。
 - ・ 他の国際機関、ポストに適性があると判断される場合。
 - ・ 志望先の組織・分野・ポストでのキャリア形成が困難であることが見込まれること。
 - ・ 応募者が志望した国際機関において、経歴に合致した JPO ポストでの勤務開始が困難な場合。

【勤務地に関する制約】

- 「勤務地に関する制約」の欄については、家族同伴可能な勤務地（family duty station）のみを希望する場合や、ハードシップの高い勤務地への赴任が困難である場合は、理由と共に明記すること。
- 国連におけるハードシップ、non-family duty station の定めについては[国際人事委員会\(ICSC\)のウェブサイト](#)を参照。本欄は審査選考の判断材料とするものではない。JPO 試験通過者の配属を検討するために設けている項目なので、家庭の事情や健康上の理由により勤務が困難な地域がある場合は、必ず正確に記入すること。

【英文カバーレター、英文略歴（レジュメ）】

- 自身が希望するポストや分野について、応募フォーム内「志望する機関・ポスト」の「(書類を作成する対象ポスト)」に記入した組織・ポストを対象に作成すること。
- 2月1日から国際機関人事センターJPO試験のHPに、現時点で各機関のニーズのあるポスト情報を掲載する。そういったJPOポストのリストなども参考にすることが可能。
- [国際機関人事センターウェブサイト](#)や各種の国連キャリア向けのウェブサイトにて作成のポイントがあるので、必要に応じ参照すること。

【英文応募用紙： [様式](#)（UNDP を志望する場合：[UNDP 様式](#)）】

- 最終ページの署名欄に自署のない応募用紙は審査しない。署名欄はタイプ入力不可。

自署の画像を挿入するか、印刷した上で直接自署し、スキャンして電子メールに添付してください。

- この応募用紙は国連において **Personal History Profile**、**Personal History Form**、**P11** (以下「**P11**」) と呼ばれている。JPO の審査選考において、外務省がその対象とすることはもちろん、国際機関にとり、この文書はカバーレター等と共に書類審査における重要な判断材料になるので、国際機関人事センターウェブサイトに掲載している「[記入の例](#)」等を参照しながら、慎重に記入すること。
- 記入にあたっては、応募フォーム内「志望する機関・ポスト」の「書類を作成する対象機関」に記入した組織・ポストを念頭に作成すること。
- 職歴の給与欄は米国ドルで記入し、「USD」と明記すること。日本円等で給与を得ている場合は、米国ドルに換算の上、換算レートを併記すること。

[TOEFL テスト及び IELTS]

- 英語能力を証明する文書として、少なくとも以下(1)又は(2)のいずれか 1 点を提出すること。
- (1) TOEFL iBT テスト又は the Revised TOEFL Paper-delivered Test の Test Taker Score Report 写し又はオンライン上のスコアをスクリーンショット等で写したもの
- (2) IELTS アカデミック・モジュール又は IELTS ジェネラル・トレーニング・モジュール (Computer-delivered IELTS による受験も可) の Test Report Form 写し又はオンライン上のスコアをスクリーンショット等で写したもの
- ※ オンライン上のスコアは、氏名、ID 番号又は受験番号が表示されていない場合は審査対象としない。
- ※ オンライン上に表示される情報が ID 番号ないし受験番号のみの場合は、同番号が JPO 試験の応募者であることを示す情報 (旅券の写し、受験票の写し等) を必ず付すこと。
- TOEFL テスト、IELTS とも、応募時点で有効なものを有効とする。なお、TOEFL iBT Home Edition 及び IELTS Indicator は上記スコアに含める。TOEFL CBT テスト及び TOEFL ITP テストのスコアは不可。審査対象は **Test Date** スコアであり、My Best Score は審査対象としない。
- 第一次審査通過者には、ETS の **Official Score Report** ないし IELTS 運営団体が発行する **Test Report Form** の原本を外務省国際機関人事センター宛に送付するよう指示する予定 (発行・送付費用は受験者負担)。スコアの有効期限が迫っている者は、第一次審査の結果を待たず、スコアの有効期限内に、ETS ないし IELTS 運営団体へ発注して、外務省国際機関人事センターへスコアの送付手続きをとること。

[TOEFL テスト、IELTS 以外の語学検定試験]

- TOEFL テスト又は IELTS のスコアに加えて、国連公用語をはじめとする各種語学検定試験のスコア (英語については国連英検特 A 級、仏語については DELF、DALF、TCF、TEF など) の写しを提出する場合には、審査の際に考慮する。(全て PDF 形式

の電子データにして送付すること。)

- 応募時点で有効なスコアのみ考慮の対象とする。スコアの有効期限は各検定試験の定めによる。
- 応募書類にスコアの自己申告があるのみで、有効なスコアの写しが応募書類に添付されていない場合は、考慮対象としない。

【日本国旅券（顔写真のページ）の写し（日本国旅券を有していない場合は、戸籍事項証明書（戸籍抄本、本人のみ）の写し）】

- 試験の応募要件である「日本国籍を有すること」を証明するために、日本国旅券の顔写真のページの写しを提出すること。現在、日本国旅券を有していない場合は、戸籍事項証明書の写しを提出すること。
- 現在、外国の国籍も有する状態にある場合には、[日本の国籍法が要請する手続](#)を適切に行う必要がある。

【応募の締切】

- 応募サイトは、3月8日（水）を過ぎたら閉鎖する。

以上